

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年十二月二十二日法律第百十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は公布の日から、附則第二条の二の規定は平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日から施行する。